

主ノ立場ヲ知悉シ居ルヲ以テ結局賃下承認ハ止ムヲ得ストノ見解ヲ  
有シツツモ賃下ノ程度ヲ可及的少額ニ止ムヘク策シ不穩ノ行動ナシ  
ハ事業主側ノ動靜

事業主ハ勤勞ニ對スル利益ノ餘リニモ薄キ為メ一時中トノ請負契約  
ヲ解除セントスルノ意向ニアリタルカ從業員ノ失業ニ依ル窮迫ヲ考慮  
シ營業ヲ繼續スルコトニ決意シ可及的從業員ノ意ニ副フ様努メントス  
ル模様ナリ

此將來ノ予想

目下交渉ヲ中止シツツアルモ五月、十九日後ノ交渉繼續ニ依  
リ解決スルモノト認メラル

警察事故 ナシ

右及申(通)報候也

労務第一二九五號

昭和九年六月七日

警視總監 藤 昭 庄 平

常務理事

労働課長

事務主任

内務大臣 山 本 達 雄 殿

局長 官 殿

清掃營業秋山組労働爭議ニ關スル件

第一報解決(全労統一在國會議)

要旨 帝議半ハニテ秋山組ノ營業代不署管内清掃業組合ノ共同經營ニ変更シテ以テ  
從業員側代表古賀政雄 數回交渉ノ結果六月一日解決ス

標記労働爭議既報後ノ状況左記ノ通ナルニテ六月一日解決セリ

一 經過

1) 事業主側

1693

労働